

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 6 日 委員会会長は、委員を基山町役場 4 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 2 名 欠席者 2 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	欠席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 尾 籠 優 也

審 議 事 項

- | | | |
|---------------|-------------------------------|-------|
| (1) 議案第 2 9 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 | 1 2 件 |
| (2) 報告第 2 8 号 | 農地法第 5 条第 1 第 6 項の規定による届出受理報告 | 2 件 |
| (3) 報告第 2 9 号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 3 件 |
| (4) 報告第 3 0 号 | 農地の盛土届出通知受理報告 | 1 件 |

審議開始 1 0 時 0 0 分

審議終了 1 1 時 0 0 分

令和 6 年 1 2 月 農 業 委 員 会 議 事 録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 6 年第 1 2 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4 番委員と 5 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 2 9 号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 9 号 1 番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり水稻30kgです。期間は 5 年です。場所は、第 2 区井手運送営業所南側周辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

借り手は日頃から耕作しているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 9 号 1 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 9 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 2 9 号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

また、5 番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

5 番委員退室

事務局 議案第29号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により貸貸借権を設定するものです。賃借料は1筆目が水稻120kg、2筆目が水稻30kg、3筆目が水稻60kgです。期間は5年です。場所は、第1区牛逢地区周辺にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

双方合意しているため、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第29号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第29号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号3番について、事務局より説明をお願いします。

5番委員入室

事務局 議案第29号3番朗読

この件につきましては、契約期間満了に伴い、現在までの受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

借り手は機械を所持しているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 29 号 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 29 号 3 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 29 号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号 4 番朗読

この件につきましては、現在までの受け手が経営規模を縮小するために、新たな受け手と使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、第 2 区分校跡地南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

草刈り等の管理をきちんと行ってもらえるのであれば、問題ないと思われます。水管理を含めて管理方法については相談を行いたいと思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 29 号 4 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 29 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 29 号 5 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号 5 番朗読

この件につきましては、所有者の機械が故障し耕作できなくなった事から使用貸借権を設定するものです。期間は 10 年です。場所は、第 4 区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

借り手は耕作しているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 29 号 5 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 29 号 5 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 29 号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号 6 番朗読

この件につきましては、現在までの受け手の機械が故障し耕作できなくなった事から、新たな受け手と使用貸借権を設定するものです。期間は 10 年です。場所は、第 4 区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

借り手は耕作しているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 29 号 6 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第29号6番について、全員一致で決定します。

次に、議案第29号7番から12番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号7番から12番

7番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。賃借料は一筆当たり水稻10kgです。場所は、第2区黒谷集落付近にある圃場及び第1区信和自動車東側付近にある圃場です。

8番につきましては、借り手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり1,000円です。場所は、第5区伊勢浦堤西側付近にある圃場です。

9番につきましては、借り手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は4年です。賃借料は1筆あたり5,000円です。場所は、第5区伊勢浦堤西側付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

11番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は鎌浦集落付近にある圃場です。

12番につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所はきやま高尾病院東側付近にある圃場及び金丸集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

7番につきまして、管理されており更新なので、問題ないと思われます。

1 1 番委員

8 番及び 9 番につきまして、管理されており更新なので、問題ないと思われます。

3 番委員

1 0 番につきまして、管理されており更新なので、問題ないと思われます。

2 番委員

1 1 番及び 1 2 番につきまして、管理されており更新なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 9 号 7 番から 1 2 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 9 号 7 番から 1 2 番について、全員一致で決定します。

次に、報告第 2 8 号 1 番農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 8 号 1 番 朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域にある農地を宅地分譲するために、農地を転用するものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 9 区牛会ハイツ東側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 2 8 号 1 番を終わります。

次に、報告第 2 8 号 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 28 号 2 番 朗読

この件につきましては、市街化区域にある農地を借り受け人が自己用住宅として転用するものです。届出がありましたので受理し受理通知書を交付します。場所は第 5 区田中鉄工西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 28 号 2 番を終わります。

次に、報告第 29 号 1 番使用貸借による解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 29 号 1 番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化により別の農家に貸し付けるために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 2 区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 29 号 1 番を終わります。

次に報告第 29 号 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 29 号 2 番 朗読

この件につきましては、イチゴをハウス栽培する法人へ農家に貸し付けるために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 1 区町営球場南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 29 号 2 番を終わります。

次に報告第 29 号 3 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 29 号 3 番 朗読

この件につきましても、イチゴをハウス栽培する法人へ農家に貸し付けるために解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 1 区町営球場南側付近にある圃場です。

事務局 報告第30号1番 朗読

この件につきましては、耕作条件改善のために100cmの盛り土をするものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区町営球場南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第29号3番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年12月6日

署名人

議 長

委 員

委 員